

茨城県ライフル射撃協会細則

第1章 会 員

(会員の区分)

第 1 条 会員とは、会則 第6条（種別）に示す、普通会員・賛助会員および名誉会員をいう。

(賛助会員特別規定)

第 2 条 筑波大学ライフル射撃部および茨城県警察関係者を賛助会員として処遇できる。
2 前項団体からの理事の選任数は、各1名とする。

(名誉会員)

第 3 条 名誉会員は、普通会員3名以上の推挙があったとき理事会で審議する。

(会員名簿)

第 4 条 本協会の会員名簿については、特別の事由がないかぎり配布しないものとする。

第2章 会員の義務

(総会出席の義務)

第 5 条 会員は、総会（定期総会および臨時総会）の開催における定足数充足の義務を負い、欠席の場合、委任状の回答を速やかにしなければならない。

(競技会の参加義務)

第 6 条 (財)日本体育協会の推薦を受けて銃を所持している会員は、本協会または(社)日本ライフル射撃協会主催の競技会に参加することを義務とする。

第3章 事務局

(入 会)

第 7 条 新規入会希望者は、指定の入会申込書を提出しなければならない。
2 新規入会希望者については、その諾否を理事会で審議する。

(入会金および会費)

第 8 条 入会金

一般	5,000 円
大学生または専門学校生	1,000 円
高校生	1,000 円

2 会 費

一般	年額	8,000 円
大学生または専門学校生	年額	1,000 円
高校生	年額	1,000 円

3 ただし、(社)大日本猟友会経由による銃のみの所持者は、会費は4,000円とする。

4 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会金および会費の徴収方法)

第 9 条 入会金および会費の徴収方法は、次の方法とする。

- 一 指定金融機関への振込
- 二 直接徴収

(年会費を中断した会員への処置)

第 10 条 年会費納入を 1 年以上中断した者が、ふたたび普通会員となる場合は、新規入会者として取り扱う。

(会則および細則の配布)

第 11 条 会則または細則等が改正された場合、総会時に改定版を普通会員に配布する。

(書類および帳票類の管理)

第 12 条 本協会の会則 第 43 条（書類および帳簿の備付等）に示す各書類および帳票類は、事務局が保管する。

第 4 章 会費等

(名誉職・顧問の入会金等)

第 13 条 名誉職および顧問は、入会金と会費納入を要しない。

(会費等の改正)

第 14 条 本協会の入会金・年会費・競技会参加費の変更は、理事会の議決を経て総会での承認を得るものとする。

第 5 章 寄付等

(寄付の処理)

第 15 条 競技会における役員謝金等、会員が辞退した場合寄付金として処理する。

第 6 章 会 計

(入会および送金の方法)

第 16 条 入金および送金は、原則として本協会の指定金融機関を以て行う。

(経費の支払請求)

第 17 条 経費の支払請求は、本協会の指定用紙に必要事項を記載して行う。

- 2 請求は、請求事由の発生日より原則として 1 ヶ月以内に行うものとする。

(経費の請求)

第 18 条 本協会の業務上発生した下記に示す経費の請求は、領収書または、当事者の請求書を指定用紙に添付して請求する。

- 一 交通機関を使用しての交通費等は、その実費
- 二 自家用車を使用した場合の燃料費は、推定使用量に購入単価を乗じた額
- 三 必要上有料道路を使用した場合は、領収書上の金額
- 四 通信費および事務用品、購入費等は、その実費
- 五 必要上宿泊を要する場合は、理事長または事務局長の承認を得ての、一泊 12,000 円以内の額
- 六 その他の経費の支払いは、理事会で認めたものについて、その実費

(経費の事前請求)

第 19 条 経費の支払いを事前に受け取る場合は、支払い請求日の 2 週間前までに、会計担当理事に支払い要求額および使用目的を明らかにしなければならない。

(支払い請求額)

第 20 条 支払い請求にかかる指定用紙は次の要件を満たさなければならない。

- 一 支払い請求者
 - 二 請求年月日
 - 三 経費(科目)の区分
 - 四 請求額
 - 五 支払い先
 - 六 経費発生日
 - 七 請求内訳
 - 八 領収者名
 - 九 了承者欄に、会長および理事長の捺印
- 2 上記事項の記載内容が不備な場合は、支払いを保留する。

(会議費)

第 21 条 会長・理事長・事務局長または会計担当理事のいずれかが、会議に伴う支出を認めた場合は出席者 1 名につき、2,000 円を限度として支出できる。

第 7 章 会 議

(議決権)

第 22 条 すべての会議における議案の議決権は、高校生を除く満 18 歳以上の普通会員が有する。

2 役員は、会議において議決権を有する。

(議決方法)

第 23 条 すべての会議における議案の議決方法は、挙手または投票によるものとする。

2 役員等を理事会において解任議決する場合は、無記名投票とする。

3 一つの議案について、いずれの票数も過半数に達しない場合は、上位 2 案による票決を行う。

4 前項によってもなお、いずれの案の票数も過半数に達しなかった場合、当該議案について理事会は、修正案を総会もしくは臨時総会にはかるものとする。

(委任状)

- 第24条 総会・臨時総会における委任状の回収・管理は、会長がこれを行う。ただし、会長が認めた場合は、理事長または事務局長が行うことができる。
- 2 理事会における委任状の回収・管理は、理事長がこれを行う。ただし、理事長が認めた場合は、事務局長が行うことができる。
 - 3 委任状は、委任者の署名捺印を要する。
 - 4 会議の議長となった者に対しての委任状および、議長宛の委任状は、議事可否同数のときのみ議長の有する票数となる。
 - 5 被委任者が欠席した場合の委任状は、定足数についてのみ有効とする。
 - 6 委任状に被委任者が明記されていない場合は、会長が委任されたものとする。

(議事録)

- 第25条 各会議の議事録は、そのつど作成する。
- 2 議事録は会則 第26条に基づき事務局が保管する。

(総会資料)

- 第26条 総会資料は次のものとし、総会開催日7日以前に配布するものとする。
- 一 前年度の事業報告書
 - 二 前年度の収支決算書
 - 三 本年度の事情計画(案)
 - 四 本年度の収支予算(案)
 - 五 その他

(会議の開催場所)

- 第27条 会議の開催場所は、原則として茨城県営ライフル射撃場(真壁町)において行う。

(理事会の開催日程)

- 第28条 理事会の開催は、年6回以上とする。
- 2 理事会の開催予定日は、年度末に決定するものとする。

(会長の専決)

- 第29条 理事会に付議すべき事項のうち、会の運営上緊急を要し、かつ軽微な事項については副会長および理事長と協議のうえ、会長はこれを専決することができる。
- 2 前項の専決をしたときは、次回の理事会で、その経過等を説明し理事会の承認を得なければならない。

(理事会の招致)

- 第30条 理事会は、必要に応じて他の役員、役職者および普通会員を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第8章 役員

(役員および役職者等の辞任)

- 第31条 本協会の各会議および、出役担当の要請があった大会などの欠席が著しい者については、

理事会を経て、総会での会長報告を以て当該役職を解任したものとする。

(役員および役職者等の辞任)

第32条 役員、および役職者が自ら辞任の旨を理事会へ示した場合は、その時点で辞任したものとする。ただし、会則 第15条 (役員の任期) の第3項を適用する。

(役員の定年)

第33条 役員は、満75歳に達した年度末日を以て、退任しなければならない。ただし、本協会規定の任期途中の場合は、なお1年に限り延伸できる。

第9章 外部関係組織の役職者

(外部組織の役職者等)

第34条 次の組織の役職は、資格について本協会を経る場合は、理事会の承認を得るものとする。

一 (社) 日本ライフル射撃協会

- ①正会員
- ②役員等
- ③評議員
- ④本部公認審判員
- ⑤地方公認審判員

二 (財) 茨城県体育協会

- ①役員等
- ②評議員

三 茨城県公安委員会

- ①教習射撃指導員
- ②射撃指導員

四 茨城県近代五種バイアスロン連合

- ①役員等

(外部組織の役職者等の解任)

第35条 本協会の推薦を以て、役職および資格を得た者について、当該の職務を怠った場合は、次の推薦はしない。

- 2 再推薦を要しない役職者および資格者に対し、当該の職務を怠った場合は、解任または資格の返納を、会長および理事長名を以て当該者に要請することができる。
- 3 前、二項の決定は、理事会の議決による。

第10章 監事

(監事の職務)

第36条 本協会の会則 第14条 (監事の職務) に定める職務のほか、下記に示す事項の書類および帳票類等について、適切な整理、保管管理がなされているか監査し、その状況を理事会および総会で報告する。

- 一 会則 第43条 (書類および帳簿の備付等) に示すもの
- 二 細則 第26条 (総会資料) に示すもの

- 三 細則 第42条 (競技会関係資料の管理) に示すもの
- 四 細則 第55条 (選手強化部会関係書類) に示すもの

第11章 競技会

(競技会の開催)

- 第37条 本協会主催の競技会は、原則として月1回開催する。
- 2 当該年度の3月始より8月末までの競技会は、各種競技会参加のための、強化選手および代表参加選手の選考会を兼ねるものとする。

(競技会の参加申込)

- 第38条 本協会主催の競技会の参加申込みは、開催の14日前までに、次のいずれかの方法により競技会担当理事に申し込むものとする。
- 一 参加費納入による申込み
 - ①指定金融機関への振込による
 - ②直接支払いによる。
 - 二 電話などによる申込み

(競技会の参加費)

第39条 各競技種目の参加費は、次のとおりとする。

一 A R 種目

① 3P60 および P60 又、S60 の種目	1,500 円
② S40 の種目	1,000 円

二 A R および H R 種目

① AP60 および HR60 の種目	2,000 円
② AP40 および HR40 の種目	1,500 円

三 B R 種目

① BRS20 の種目	1,000 円
② BR2P および BRS40 又、BRT40 の種目	1,000 円
③ BRS60 および BRT60 の種目	1,000 円
④ BP60 の種目	1,000 円
⑤ BP40 の種目	1,000 円

四 S B 種目

① SFR3P120 の種目	6,500 円
② SFR3P60 および SFRP60 の種目	4,000 円

五 大口径種目

① BFR3P120 の種目	7,000 円
② BFR3P60 および BFRP60 の種目	5,000 円
③ BSpR3P30 および BSpRP30 の種目	4,000 円

④ ビックボアー、ハンティングライフル 30 の種目	4,000 円
----------------------------	---------

- 2 大口径種目において、2 種目以上の参加者については、1 種目のみ低参加費の方を半額にできる。
- 3 参加の取消し・種目の変更は、開催日の7日前までに担当理事に申し出た場合に限り次項を適用する。
 - ①参加取消しの場合は、全額当人に返金する。
 - ②参加種目の変更の場合は、差額を返金または、徴収する。

(競技会収支決算書等)

第40条 競技会担当者は、各々の競技会について収支決算書と競技記録を会計および事務局に提出しなければならない。

(競技会の賞状等)

- 第41条 茨城県民総体・県選手権大会・本協会主催の北関東三県対抗大会においては、賞品および賞状を用意するものとする。
- 2 各競技大会における役員等の昼食支弁については、理事会の承認事項とする。

(競技会関係資料の管理)

第42条 各競技会の収支決算書および競技記録等は、事務局が5年間保存する。

(競技会の規則)

第43条 (社)日本ライフル射撃協会競技規則による。

第12章 選手強化部会

(選手強化部会委員の構成)

- 第44条 選手強化部会の構成は、次のとおりとする。
- 一 会長および理事長
 - 二 強化部会長(以後 強化部長と称す)および高体連強化部長
 - 三 前項を補佐する者

(選手強化部会の任務)

第45条 選手強化部会は、理事会の承認を経て、選手の育成強化・指導ならびに、各競技会への派遣事業の任に当たる。

(選手強化部長の職務)

第46条 強化部長は、国民体育大会および関東ブロック大会・全日本社会人大会の監督を兼ねるものとする。

(強化部長の選任)

第47条 強化部長は、前年度期末の理事会において選任されるものとする。

(コーチの選任)

第48条 選手強化部会は、理事会の承認を経て選手強化等のためにコーチを選任し、その任に当て

ることができる。

- 2 少年の部のコーチは、高体連加盟の高校教諭とする。

(強化部長・コーチの任期)

第49条 前条の理事会で選任された時より、当該年度の3月の理事会で次期強化部長・コーチが選任されるまでの期間とする。

- 2 ただし、再任を妨げない。

(他競技会の監督)

第50条 細則第46条以外の競技会の監督は、理事会で選任する。

(監督およびコーチの任務)

第51条 国体等の監督およびコーチは、以下の任に当たる。

- 一 (社)日本ライフル射撃協会競技規則の内容の指導
- 二 大会参加および宿泊手続き
- 三 大会に関連する事項

- 2 前項以外の他競技会にあつては、事務局が参加手続きを行う。

(国体・強化事業経費の管理)

第52条 国民体育大会および選手強化事業の経費は、強化部長が管理するものとする。

(強化合宿)

第53条 選手強化合宿は、当該年度に2回以上実施する。

(国体および関東ブロック大会の選手選考)

第54条 国体および関東ブロック大会への出場選手は、次を選考対象競技会とし、理事会において決定する。

- 一 本協会主催の競技会
- 二 (社)日本ライフル射撃協会主催の競技会
- 三 日本学生ライフル射撃連盟主催の競技会
- 四 全国高等学校ライフル射撃部主催の競技会

- 2 なお、詳細なる選考方法が必要な場合は、選手強化部会において別途定め、理事会の承認を得るものとする。

(選手強化部会の関係書類の管理)

第55条 強化部会にかかる次の書類等を、強化部長がそれぞれについて本協会事務室に5年間保管する。

- 一 収支予算書および収支決算書
- 二 事業計画書および事業報告書
- 三 帳簿および帳票類
- 四 競技記録
- 五 選手選考記録

第13章 段級審査委員会

(委員会の設置・運営)

第56条 本協会は段級審査委員会を設け、(社)日本ライフル射撃協会の段級審査規定に従い、その業務を行う。

(委員会の構成)

第57条 委員数は公認審判員の資格を有するもの5名以上とし、内1名は事務局担当理事とする。

第14章 慶弔等

(慶弔等)

第58条 本協会の普通会員に対し、次の場合、本協会名を以て慶弔および見舞の意を表す。

一 叙勲等理事会が認めた時。	10,000円	および花束
二 本人の入院が30日以上にわたる時。	10,000円	
三 本人及び本人の配偶者が死去した時。	10,000円	および花輪等一基

2 その他、理事会において認めた場合。

第15章 補則

(書類等の開示)

第59条 普通会員は正当な事由がある場合、本協会にかかる書類等の原本を開示請求できるものとする。

2 ただし、その閲覧場所および時間は、総会の場に限られる。

3 開示請求者は、その開示事由および開示請求書類名等を書面にて、本協会長宛て総会の開催日2週間以前に申込みをしなければならない。

(普通会員からの要望事項)

第60条 普通会員は、本協会業務に対し要望事項がある場合、書面にて会長に申し出ることができる。

2 会長が上記次項を受付けた場合は、理事会に上程し審議の結果は本人に通知または射撃場等に掲示する。

第16章 付則

(細則の効力を発する日)

第1条 本細則は、1998年11月14日を以て施行する。

一部改定 1999年 4月18日より施行。

一部改定 2001年 4月22日より施行。

校正 2009年 5月10日